

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第二条関係） 一 一般財団法人広島県環境保健協会 二 一般社団法人広島県医師会 三 一般社団法人広島県土木協会 四 公益財団法人広島県スポーツ協会 五 国立大学法人広島大学 六 社会福祉法人広島県福祉事業団 七 地方公共団体金融機構 八 地方独立行政法人広島市立病院機構 九 地方独立行政法人府中市病院機構 十 日本下水道事業団 十一 日本赤十字社 十二 広島県厚生農業協同組合連合会 十三 広島県国民健康保険団体連合会 十四 広島県土地改良事業団体連合会 十五 広島県農業協同組合中央会 十六 放送大学学園	別表第二（第二条関係） 一 一般財団法人広島県環境保健協会 二 一般社団法人広島県医師会 三 一般社団法人広島県土木協会 四 公益財団法人広島県スポーツ協会 五 社会福祉法人広島県福祉事業団 六 地方公共団体金融機構 七 地方独立行政法人広島市立病院機構 八 地方独立行政法人府中市病院機構 九 日本下水道事業団 十 日本赤十字社 十一 広島県厚生農業協同組合連合会 十二 広島県国民健康保険団体連合会 十三 広島県土地改良事業団体連合会 十四 広島県農業協同組合中央会 十五 放送大学学園

附則

この人事委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。